

# 老人保健法のあらまし



一月一日から、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）以上のお年寄りは、新老人保健法により「老人保健」でお医者さんにおかかることになります。

現在、国民健康保険や職場の健康保険組合や共済組合に加入していく中、医療保険に入っている人は、みな七十歳（寝たきりの人は六十五歳）を過ぎれば、医療については今までの医療保険から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることになります。

ただし、今まで加入していた医療保険の被保険者、あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の葬祭費給付などは今まで加入の保険から支払われることがあります。

## 医療事業

### ○保険証と健康手帳を窓口へ

今まで診療を受けるときと同様に、「老人医療費受給証」と「保険証」を提示しましたが、これらは都留市が交付する「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けることになります。所得は問わない

## 巡回相談

### （援護・恩給関係）

### ○一部負担金を支払う

今まで窓口負担分は無料でしたが、「一月からは医療費の一部として自己負担する」となります。

### 外来の診療を受けるとき

一つの医療機関（病院・診療所）に一ヶ月四〇〇円の一部負担金を最初の診療の日に

## 元軍人軍属恩給 欠格者へお知らせ

元軍人軍属恩給欠格者の実態調査のため、全国各地で恩給欠格者連盟が結成され、都留市においても実態調査に協力すべく、支部が設立され二年が経過しましたが、今までも軍籍はあったが軍人恩給は年数不足だと思い、そのままの方が多数いることと考えられます。恩給年限不足にかかる

戦没者遺族等援護法などによる給付制度をよく知らないため、軍人恩給、遺族年金公務扶助料、諸給付金などをいまだに請求していない方、あるいはその後の法律の改正等により、新たに対象となつていても知らない方もあるうかと思われます。

このため県では、これらの方々の相談に応じ、その手続き等について理解していただき等に開設いたします。年一回の機会ですからお出かけのうえ、気軽に相談して下さい。

なお、お出かけの際は印鑑と旧軍隊に関する証拠資料等（たとえば軍隊手帳など）を持参して下さい。

元軍人軍属恩給欠格者連絡先として、会員登録の用紙は当方にそろっています。

全国軍人軍属恩給欠格者連盟  
山梨県連合会都留支部  
支部長 小林 明  
都留市大野二五三六七六〇四

方々の要望どおり恩給法改正の時は、早急なる手続きが必要なため、何卒ご加入くださいるようお願いします。

「戦後抑留加算是正、軍歴に応じた年金恩給の支給ほか」などの現行恩給法による戦時加算、抑留加算等の資料、

## 都留市の気象

	57年11月	56年11月	10年間の平均
最高気温	(30) 25.7 °C	(1) 20.7 °C	22.8 °C
最低気温	(28) -3.0 °C	(10) -2.9 °C	-2.4 °C
平均気温	10.9 °C	6.6 °C	8.6 °C
降水日数	1mm以上8日	1mm以上7日	1mm以上7日
降水量	92.5mm	111.0mm	102.5mm
平均湿度	77%	71%	76%

都留市消防署調べ( )はその日